

「スポーツ文化ツーリズムアワード2018 選考等事業」実施業務 企画公募仕様書

1. 事業名称

「スポーツ文化ツーリズムアワード2018 選考等事業」実施業務

2. 事業趣旨

文化庁、スポーツ庁及び観光庁（以下「3庁」という。）では、3庁の政策連携による相乗効果によって、新たに生まれる地域ブランドや日本ブランドを確立・発信し、訪日観光客の増加や、国内観光活性化を図るため、平成28年3月に包括的連携協定を締結した。

その具体的な取組として、「スポーツ文化ツーリズムアワード2018」と題して、昨年度に引き続き、全国からスポーツと文化を融合させた観光活性化に資する取組を公募し、優良事例を選定・表彰するとともに広報支援等のフォローアップを行うことで、更なるスポーツ文化ツーリズムの振興を促進する。

本事業においては、優良事例を選定するための選考会の運営及び優良事業等に対するフォローアップを行うものである。

3. 委託業務内容

委託事業者は、文化庁の指示に従い、以下の業務を行う。なお、企画・運営の具体化や仕様書の定めのない事項については、文化庁と協議の上、決定すること。

- (1) 審査選考会の開催
- (2) 受賞団体（主にチャレンジ部門）に対するフォローアップの実施
- (3) 報告書の作成
- (4) 権利処理

4. 委託業務内容の詳細及び積算基準

委託業務内容の詳細及び実施業務にかかる必要経費の積算に当たっては、目安として下表の業務内容・留意事項を参照すること。なお、委託費の総額の範囲内で、各事項の業務内容や経費は変動する。

※提案は実現可能性のあるものとする。

1. 審査選考会の開催

- ① マイスター部門、チャレンジ部門の2部門における優良事例（各部門数件想定）の選定に係る審査選考会（書類審査を含む）を平成30年10月～11月に開催すること（契約締結時期により変更もあり得ることに留意）。
- ② 有識者等への謝金及び旅費は委託費に含む（有識者6名は文化庁と相談の上、決定する）。
- ③ 委託事業者は文化庁の指示の下、各種資料を作成するとともに、議事録の作成等を

<p>行う。</p> <p>④ その他、審査選考会の開催に係る一切の業務を行うこと。</p>
<p>2. 受賞団体に対するフォローアップ</p>
<p>① 受賞団体に対しては、当該表彰によって、更にスポーツ文化を融合させた観光モデルコースとなるよう、選定された取組をブラッシュアップすることが望まれる。そこで、審査選考会における有識者等から出たアドバイスを審査結果とともに通知すること。</p> <p>② 「チャレンジ部門」受賞団体から、取組のブラッシュアップに係る相談を受けた有識者への謝礼及び旅費の支払いを行うこと（最大で6名）。</p> <p>③ その他、チャレンジ部門受賞者に対するフォローアップ方法について企画提案をすること。</p>
<p>3. 権利処理</p>
<p>① 広報や記録（音声、映像等）を行う際は、著作権や肖像権等の処理をした上で行うこと。</p> <p>② 広報資料や記録等は、文化庁のホームページや Twitter 等で公開することを想定すること。</p>
<p>4. 報告書の作成</p>
<p>① 実施内容・結果を総括する報告書（業務成果報告書）の制作、印刷を行う。</p> <p>② 報告書には、各種広報資料や開催概要を掲載すること。</p> <p>③ 報告書は10部を納品すること（簡易冊子で可）。</p> <p>④ 報告書は CD-ROM にて電子データ（Word 形式）を提出すること。</p>